

日本ゲノム微生物学会第3回評議員会 議事録

日 時 平成 21年 3月 5日 (木) 18:40~20:30

場 所 中央大学理工学部 5号館 1階 5136室

出席者 (19名)

小笠原直毅 (会長) 林哲也 (庶務・会計幹事) 吉田健一 (庶務・会計幹事)

大西康夫 (集会幹事) 有田正規 (集会幹事) 磯野克己 (評議員議長)

飯田哲也 池内昌彦 板谷光泰 大森正之 黒川顕 小林一三 高見英人

田畑哲之 津田雅孝 藤田信之 別府輝彦 吉川寛 倉光成紀 (会計監査)

委任状 (6通)

穴澤秀治 石浜明 久原哲 五味勝也 服部正平 饗場浩文 (会計監査)

磯野克己評議員議長が、日本ゲノム微生物学会細則第11条により評議員会が成立する旨を報告し、開会を宣言したのち、議事に入った。

I. 審議事項

第1号議案 2008年事業報告

小笠原直毅前集会幹事より、資料1-1に基づき、2008年の事業について報告が行われ、議論の結果、承認された。

第2号議案 2008年学会収支決算

林哲也庶務・会計幹事より、資料2-1に基づき、2008年学会収支決算が報告された。また、本決算が適正であるとの結果報告が倉光成紀・饗場浩文両会計監査より文書にて提出されていることが報告され、2008年学会収支決算は承認された。

第3号議案 会則の改定等

林哲也庶務・会計幹事より、第3号議案書および資料3-1~3-10に基づき、会則・細則・評議員選挙要綱・研究奨励賞要綱の改定(案)および名誉会員要綱の設置(案)について、提案と提案理由の説明があり、議論の結果、それぞれ修正を加えたうえで、承認された(承認された最終案は資料7-1~7-5として本議事録に添付)。

第4号議案 2009年事業計画

小笠原直毅会長より、資料4-1に基づき、2009年の活動計画が提案された。2009年度よりの新規事業計画である会報の発行と学会員への一斉会費徴収について議論された結果、前者は印刷物にて年1~2回の発行をめざすこと、後者は年1回郵便振込用紙を未納会員へ送付することになり、事業計画案が承認された。

第5号議案 2009年学会予算案

林哲也庶務・会計幹事から、資料5-1に基づき、2009年度収支予算案について説明があり、承認された。

第6号議案 第5回年会(2011年)の年会会長及び開催地

第5回年会の年会長、開催地について議論を行い、今後は1年おきに首都圏と地方各地で開催していくことで一致し、第5回年会（2011年）は首都圏での開催を検討することとした。

II. 報告事項

- ・ 第2回年会収支決算について
小笠原直毅会長より、資料6-1に基づき第2回年会収支決算が報告された。
- ・ 第3回年会（2009年・東京）について
大森正之第3回年会会長より、初日の参加者状況が報告された。
- ・ 第4回年会（2010年・福岡）について
久原哲会員を年会長とし、九州大学箱崎キャンパスにて3月4日～3月6日に開催されることが報告された。

以上

1. 2008年年会の開催

2008年3月6～8日、大阪大学コンベンションセンター

参加者：招待講演者5名，一般会員140名，学生会員33名，非会員（一般）29名，非会員（学生）18名，賛助会員29名，計249名

その他：シンポジウム「ゲノムからひも解く産業微生物の特性」

2. 2009年日本ゲノム微生物学会研究奨励賞候補者の募集・選考

応募者：5名

選考委員：別府 輝彦、石浜 明、大森 正之、久原 哲、林 英生

受賞者：

本郷 裕一（理化学研究所基幹研究所環境分子分解科学研究チーム）ゲノム解析によるシロアリ腸内共生難培養性細菌の機能解明

高野 英晃（日本大学生物資源科学部応用生物科学科）一般細菌における光応答転写制御の普遍性と多様性に関する研究

3. 若手の会の開催

2008年11月6、7日、八王子セミナーハウス

世話人会：大島 拓、石川 周、黒川 顕、山本 兼由

参加者：約50名

発表：7題のレビュー（約35分間）と19題のミニレビュー（約15分間）

4. シンポジウムの共催

- ・国際シンポジウム・新しいシーケンス技術とメタゲノム解析のインパクト～
Current topics in metagenomics and new sequence technologies

2008年5月28日、東京大学農学部弥生講堂（一条ホール）

主催：ゲノム特定4領域

- ・FIMF 合同フォーラム2008「腸内共生菌と食の機能」～Function of Intestinal Microbiota and Food

2008年11月20～21日、東京大学安田講堂

主催：（財）日本ビフィズス菌センター、日本乳酸菌学会、日本食品免疫学会、日本動物細胞工学会、（社）日本生物工学会乳酸菌・腸内細菌工学研究部会

- ・ISS (International Symposium for Subsurface Microbiology) サテライトシンポジウム
・環境ゲノム研究の最前線～メタゲノム解析から機能解析まで

2008年11月15日、中央大学後楽園キャンパス

主催：ISSM2008事務局

5. 評議員選挙の実施

平成20年評議員選挙管理委員会：田畑哲之、池内昌彦、黒川 顕

公示：2008年 9月 5日 （投票締め切り：平成20年9月30日）
開票：平成20年10月4日

6. 学会WEBでのシンポジウム、求人等の情報提供

- ・シンポジウム情報 5件
- ・求人情報 3件

2008年度収支報告

2008/1/1～2008/12/31

日本ゲノム微生物学会

収入の部

(単位:円)

費目	2008予算額	2008収入額	差額	備考
1. 会費収入	2,493,000	2,088,000	-405,000	
一般会員	780,000	666,000	-114,000	173名×¥3,000(2008年度) 7名×¥3,000(2007年度) 42名×¥3,000(前年度前受金)
学生会員	73,000	39,000	-34,000	31名×¥1,000(2008年度) 8名×¥1,000(前年度前受金)
賛助会員	1,590,000	1,230,000	-360,000	34口×¥30,000(2008年度) 7口×¥30,000
機関会員	50,000	50,000	0	2機関×¥25,000(2008年度)
前受金(2009年以降の会費)	0	103,000	103,000	【一般】12名×¥3,000、1名×¥1,000 【学生】6名×¥1,000 【賛助】2口×¥30,000
2. 雑収入	500	15,469	14,969	
利息	500	469	-31	郵貯(¥3)、三井(¥294+¥172)
第2回年会参加費誤入金	0	15,000	15,000	
当期収入	2,493,500	2,103,469	-390,031	
前年度繰越金	480,261	480,261	0	
本年度収入合計	2,973,761	2,583,730	-390,031	

支出の部

費目	2008予算額	2008支出額	差額	備考
1. 事業費	1,315,000	1,236,419	78,581	
年会援助金	1,000,000	1,200,000	-200,000	
研究奨励賞経費	50,000	36,419	13,581	賞状・記念品・審査資料の審査員への送付
若手の会援助金	65,000	0	65,000	
シンポジウム開催費	200,000	0	200,000	シンポジウム開催費は、共催のゲノム特定4領域から支払われたため、年会援助金へ補填
2. 管理費	780,000	707,549	72,451	
事務委託費	420,000	420,000	0	
会議費	20,000	0	20,000	
HP管理費	200,000	210,000	-10,000	
一般管理費	140,000	77,549	62,451	
旅費	0	50,060	-50,060	事務局年会旅費(東京⇄大阪)、評議員会(08.11)交通費
通信費①	0	2,940	-2,940	事務局荷物発送費(東京⇄大阪)
通信費②	0	5,900	-5,900	学会事務局通信費
消耗品費	0	919	-919	
雑費(第2回年会参加費返金)	0	15,000	-15,000	
振込手数料	0	2,730	-2,730	
3. 予備費	200,000	89,360	110,640	
評議員選挙関連経費	100,000	89,360	10,640	投票用紙等印刷・発送費、選挙管理委員交通費
その他	100,000	0	100,000	
当期支出合計	2,295,000	2,033,328	261,672	
次年度繰越金	678,761	550,402	128,359	
本年度支出合計	2,973,761	2,583,730	390,031	

郵便貯金	5,067
郵便振替口座	129,000
三井住友銀行	416,335
残高合計	550,402

第3号議案 会則の改定等 議案書

1. 会則と細則の改正案について

主な変更内容とその理由は以下の通りである

【資料3-1（現会則），資料3-2（現細則），資料3-3（会則改定案），資料3-4（細則改定案），資料3-5（改定等に関する評議員からの意見のまとめ）】

変更点1

変更内容：役員（会長・評議員・会計監査）及び幹事の任期を2年から3年に変更

変更理由：2年単位での役員の変更は慌ただしすぎ、実質的に一期の執行部が最初から最後まで（年会を含めて）運営をできるのは1年のみになる。3年の任期の方が、落ち着いて新しい企画等を実施しやすい。また隔年に評議会選挙を行う手間とコストも無視できない。役員任期の変更に合わせて、幹事の任期も変更した方が運営しやすい。

<会則（改定案）；第11条>

<細則（改定案）；第15条>

変更点2

変更内容：年会費を次のように改正する。

一般会員 3000円から4500円

学生会員 1000円から1500円

機関会員 一口25000円から一口30000円

（賛助会員 一口30000円のまま）

変更理由：シンポジウムの開催、年会補助の増額（海外や非学会員の招へい費用の一部負担等）、などの新しい企画を実施するためには、資金が必要である。また、企業からの資金の割合が多すぎると、企業によっては賛助会員にならないところもあるため、学会収入に占める一般会員からの会費の割合を少しでも高くする必要がある。

<会則（改定案）；第8条>

変更点3

変更内容：新たに会長推薦評議員を設ける。その選出手続き等は以下の通り。

- ・ 会長は選挙選出評議員の数の20%以内の正会員を会長推薦評議員として指名できる（細則改定案第8条で選挙で選出する評議員の数は20名と定められているため、4名以内を推薦できることになる）
- ・ 会長推薦評議員は、評議員会の承認を受けた後に、評議員会に加わる。
- ・ 会長推薦評議員も、細則改定案第3章8条3項（3回連続して評議員になることはできない）の適用を受ける。

変更理由：若手研究者や女性研究者を評議員会に加えることにより、会員の意見をより学会運営に反映させることができる。また、評議員の中から幹事が指名された場合の補充にもなる。

<会則（改定案）；第11条>

<細則（改定案）；第10条>

変更点4

変更内容：会長が指名する幹事の担当と数を

- ・ 担当領域：従来の2領域（庶務・会計と集会）に加えて、新たに広報担当を設ける。
- ・ 幹事の数：従来の庶務・会計幹事2名と集会幹事2名を、「3つの担当領域に対してそれぞれ若干名」に変更する。

変更理由：より円滑な学会運営を図るため。

<細則（改定案）；第15条>

変更点5

変更内容：名誉会員選出の手順等についての規定を追加（併せて、新たに名誉会員の選出等に関する要綱を設ける）。

変更理由：従来の会則・細則に規定がないため。

<細則（改定案）；第1条>

変更点6

変更内容：評議員選挙の選挙管理委員会に委員長を設ける。委員長は管理委員会の互選による（併せて、選挙要綱を改定）。

変更理由：従来の細則に規定がなく、責任の所在が明確でないため。

<細則（改定案）；第8条>

変更点7

変更内容：語句の修正、条番号の変更、実施日の変更（細則の付則からの章番号・条番号の削除を含む）

変更理由：上記の変更点に伴う変更。また、内容をわかりやすくするため。

<会則（改定案）；第11条>

<細則（改定案）；第3-19条>

2. 名誉会員の資格、選出手続等に関する要綱（案）について

【資料3-6（名誉会員要綱案）、資料3-5（改定等に関する評議員からの意見のまとめ）】

内容：資料3-6参照

提案理由：名誉会員の資格や選出手続きの明確化のため

3. 評議員選挙要綱の改正案について

【資料3-7（現選挙要綱）、資料3-8（選挙要綱改定案）、資料3-5（改定に関する評議員からの意見のまとめ）】

変更内容：

- ・ 要綱を一般的なものにするための語句等の変更
- ・ 選挙期間、締め切り日の明確化

- ・ 同数得票者の順位付けを、従来の年齢順（年長が上位）から会員番号順（若い番号が上位）に変更

変更理由：現在の要綱を一般的な形にした方が今後も役に立つ。そのためには、投票期間や締め切り日を明確にする必要がある。また、同数得票者の順位付けに関しては、会員番号順の方が客観的であるため。

4. 研究奨励賞要綱の改定案について

【資料3-9（現奨励賞要綱）、資料3-10（奨励賞要綱改定案）、資料3-5（改定に関する評議員からの意見のまとめ）】

変更内容：

- ・ 受賞対象者を「基礎研究1名と応用研究1名」から「基礎研究と応用研究の両分野で併せて2名」に変更

変更理由：基礎研究と応用研究という分け方が明確ではないため。また、年齢に関しては、一般的な表現にした方がわかりやすいため。

日本ゲノム微生物学会学会会則

第1条

本会は、日本ゲノム微生物学会 (Society of Genome Microbiology, Japan) という。

第2条

本会は、ゲノム微生物に関する研究・教育を推進し、我が国におけるゲノム微生物学研究的発展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は、年会、シンポジウム等の学術集会の開催、会報の発行、政策的提言、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条

本会は、必要な地方支部を置くことができる。

第5条

本会の会員は正会員、機関会員、賛助会員、及び名誉会員とする。

1. 正会員はゲノム微生物学に関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた会費を納める者をいう。
2. 機関会員は本会の目的に賛同する非営利団体であって、定められた会費 1 口以上を納める者をいう。
3. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた会費 1 口以上を納める個人または団体をいう。
4. 名誉会員は、本会对し特に功労のあった正会員のうちから評議員会の推薦を得て総会の議決により決定する。

第6条

会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する会報等の配布を受けることができる。

第7条

会員として入会しようとする個人または団体は、細則に定められた手続きに従って申込み、会長の承認を得なければならない。

第8条

会員は下記の会費を納めるものとする。ただし名誉会員はこれを要しない。

正会員	一般会員	年額	3,000円
	学生会員	年額	1,000円
機関会員		年額	一口以上 (一口25,000円)
賛助会員		年額	一口以上 (一口30,000円)

第9条

会員は会長に届け出てその許可を得て脱会することができる。会費を滞納した会員、または評議員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は、会長によって脱会させられる。

第10条

本会には、会長1名、評議員若干名、会計監査2名の役員をおく。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
3. 会計監査は本会の会計を監査する。

第11条

評議員は正会員の中から正会員の投票により選出される。会長は評議員の互選により定める。会計監査は会長、評議員、幹事以外の正会員の中から、評議員により選出される。役員任期は2年とする。

第12条

会長は幹事若干名を指名し、評議員会の承認をうける。幹事は会長を助け、本会の運営にあたる。

第13条

本会は原則として年1回定時総会を開き、会務を協議し、議決する。また、会長が必要と定めたときには、臨時総会を開くことができる。

第14条

本会は定時総会のとき年会を開き研究発表などを行う。

第15条

本会の会計年度は1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

第16条

本会則の施行についての細則は別に定め、その変更は総会の議決を経る。

第17条

本会則の変更ならびに本会の解散は総会の議決を経る必要がある。

第18条

本会則は、2007年3月1日より施行する。

日本ゲノム微生物学会学会細則

第1章 会 員

第1条

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、初年度分会費を納入の上、会長に提出するものとする。

第2条

学生会費を納める者は、在学証明書を事務局に提出するものとする。

第2章 総 会

第3条

総会の議案は会長が作成し、評議員会の議を経た後提出する。定時総会の議案には前年度の事業内容および収支決算、新年度の事業計画、および収支予算を含むものとする。なお、正会員の1/10以上の賛成を得て、評議員会に議案の提案があった場合には、これを最も近い総会の議題としなければならない。

第4条

総会を開くときは、会長は予定された審議事項の内容を正会員にあらかじめ通告しなければならない。

第5条

総会は50名以上の正会員の出席（ただし委任状を含む）をもって成立する。

第6条

総会の決議は出席会員（委任状を含む）の過半数の賛成によって成立する。

第3章 役員を選出

第7条

評議員の選出は次のように行う。

1. 会長は正会員の中から 3 名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員会は選挙事務を行う。
2. 投票は 1 人 1 票、無記名 5 名連記とし、郵送によるものとする。
3. 評議員は連続して 3 回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
4. 得票者中の上位の者より順に 20 名を選出する。同数得票者については選挙要項に従って順位を定める。
5. 選挙要項は評議員会で決定する。

第8条

新会長の選任は次のとおり行う。

1. 会長は新評議員を招集する。新評議員の互選により新会長を選ぶ。
2. 投票は無記名单記とする。投票総数の過半数を得た者を新会長とする。
3. 投票総数の過半数を得た者がいないときは、高点順に 2 名をとり改めて投

票を行い、最高点者を新会長とする。このとき同点の場合には抽選により決定する。

4. 会長は連続して3回選出されることはできない。

第4章 評議員会

第9条

評議員会は、会長によって招集される。開催はあらかじめその全員に通告されなければならない。

第10条

評議員は互選により議長を定める。議長は会長に事故ある時、評議員会を招集する。

第11条

評議員会は評議員の半数以上の出席をもって成立する。

第12条

評議員会の決議は出席者の過半数の賛成により成立する。

第5章 幹 事

第13条

会長は評議員会の承認を得て、正会員の中から次の幹事を委嘱する。幹事の任期は2年とする。

1. 庶務・会計幹事 2名
2. 集会幹事 2名

第14条

幹事は役員を兼ねることはできない。役員が幹事に選ばれ、役員を辞任した場合、その役員の就任期間が1年以内の時は役員の重任禁止規定における1期とは計算しない。

第6章 事 務 所

第15条

本会の事務所は次のところにおく。

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-15 UEDAビル6F 株式会社クバプロ内

第16条

年会費は日本ゲノム微生物学会事務局に振り込むこととする。

第7章 細則の変更

第17条

本細則の変更は総会の議決による。

第8章 付 則

第18条

本細則は、2007年3月1日よりこれを実施する。ただし、本会発足時、第1回の役員

の選出および幹事の承認は総会で行うものとし、それらの任期は2008年12月31日までとする。

日本ゲノム微生物学会 学会会則（改定案）

第1条

本会は、日本ゲノム微生物学会（Society of Genome Microbiology, Japan）という。

第2条

本会は、ゲノム微生物に関する研究・教育を推進し、我が国におけるゲノム微生物学研究的発展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は、年会、シンポジウム等の学術集会の開催、会報の発行、政策的提言、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条

本会は、必要な地方支部を置くことができる。

第5条

本会の会員は正会員、機関会員、賛助会員、及び名誉会員とする。

5. 正会員はゲノム微生物学に関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた会費を納める者をいう。
6. 機関会員は本会の目的に賛同する非営利団体であって、定められた会費 1 口以上を納める者をいう。
7. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた会費 1 口以上を納める個人または団体をいう。
8. 名誉会員は、本会对し特に功労のあった正会員のうちから評議員会の推薦を得て総会の議決により決定する。

第6条

会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する会報等の配布を受けることができる。

第7条

会員として入会しようとする個人または団体は、細則に定められた手続きに従って申込み、会長の承認を得なければならない。

第8条

会員は下記の会費を納めるものとする。ただし名誉会員はこれを要しない。

正会員	一般会員	年額	4,000円
	学生会員	年額	1,500円
機関会員		年額	一口以上（一口30,000円）
賛助会員		年額	一口以上（一口30,000円）

第9条

本会を退会しようとする会員は会長に届け出るものとする。 会費を滞納した会員、または評議員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は、会長によって脱会させられる。

第10条

本会には、会長1名、評議員若干名、会計監査2名の役員をおく。

4. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
5. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
6. 会計監査は本会の会計を監査する。

第11条

評議員は正会員の中から正会員の投票により選出される。会長は評議員の互選により定める。会長は、正会員の中から細則に定める会長推薦評議員を推薦することができる。会計監査は会長、評議員、幹事以外の正会員の中から、評議員で選出される。

第12条

第10条と第11条で定める役員の任期は3年とする。役員は連続して3回選出されることはできない。

第13条

会長は幹事若干名を指名し、評議員会の承認をうける。幹事は会長を助け、本会の運営にあたる。

第14条

本会は原則として年1回定時総会を開き、会務を協議し、議決する。また、会長が必要と定めたときには、臨時総会を開くことができる。

第15条

本会は定時総会のとき年会を開き研究発表などを行う。

第16条

本会の会計年度は1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

第17条

本会則の施行についての細則は別に定め、その変更は総会の議決を経る。

第18条

本会則の変更ならびに本会の解散は総会の議決を経る必要がある。

第19条

1. 本会則は、2007年3月1日より施行する。
2. 本会則は、2009年3月6日より施行する。ただし、第8条については2010年1月1日より施行するものとする。

日本ゲノム微生物学会 学会細則（改定案）

第1章 会 員

第1条

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、初年度分会費を納入の上、会長に提出するものとする。

第2条

学生会費を納める者は、在学証明書を事務局に提出するものとする。

第3条

名誉会員は、別に定める要綱に基づいて選出される。

第2章 総 会

第4条

総会の議案は会長が作成し、評議員会の議を経た後提出する。定時総会の議案には前年度の事業内容および収支決算、新年度の事業計画、および収支予算を含むものとする。なお、正会員の1/10以上の賛成を得て、評議員会に議案の提案があった場合には、これを最も近い総会の議題としなければならない。

第5条

総会を開くときは、会長は予定された審議事項の内容を正会員にあらかじめ通告しなければならない。

第6条

総会は50名以上の正会員の出席（ただし委任状を含む）をもって成立する。

第7条

総会の決議は出席会員（委任状を含む）の過半数の賛成によって成立する。

第3章 役員を選出

第8条

評議員の選出は次のように行う。

6. 会長は正会員の中から 3 名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する。選挙管理委員会は選挙事務を行う。
7. 投票は 1 人 1 票、無記名 5 名連記とし、郵送によるものとする。
8. 評議員は連続して 3 回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
9. 得票者中の上位の者より順に 20 名を選出する。同数得票者については選挙要項に従って順位を定める。
10. 選挙要項は評議員会で決定する。

第9条

新会長の選任は次のとおり行う。

5. 会長は新評議員を招集する。新評議員の互選により新会長を選ぶ。
6. 投票は無記名单記とする。投票総数の過半数を得た者を新会長とする。
7. 投票総数の過半数を得た者がいないときは、高点順に2名をとり改めて投票を行い、最高点者を新会長とする。このとき同点の場合には抽選により決定する。
8. 会長は連続して3回選出されることはできない。

第10条

新会長は、幅幅広い研究分野の研究者、若手研究者、女性研究者等の意見を学会運営に反映させること等を目的として、第3章8条によって選出された評議員の数の20%以内の正会員を会長推薦評議員として指名できる。指名された会長推薦評議員は、評議員会の承認を受けた後、評議員会に加わる。会長推薦評議員は、第3章8条3項の適用を受ける。

第4章 評議員会

第11条

評議員会は、会長によって招集される。開催はあらかじめその全員に通告されなければならない。

第12条

評議員は互選により議長を定める。議長は会長に事故ある時、評議員会を招集する。

第13条

評議員会は評議員の半数以上の出席をもって成立する。

第14条

評議員会の決議は出席者の過半数の賛成により成立する。

第5章 幹 事

第15条

会長は評議員会の承認を得て、正会員の中から次の幹事をそれぞれ若干名委嘱する。幹事の任期は3年とする。

3. 庶務・会計担当幹事
4. 集会担当幹事
5. 広報担当幹事

第16条

幹事は役員を兼ねることはできない。役員が幹事に選ばれ、役員を辞任した場合、その役員の就任期間が1年以内の時は役員の重任禁止規定における1期とは計算しない。

第6章 事 務 局

第17条

本会の事務局は次のところにおく。

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-15 UEDAビル6F 株式会社クバプロ内

第18条

年会費は日本ゲノム微生物学会事務局に振り込むこととする。

第7章 細則の変更

第19条

本細則の変更は総会の議決による。

~~第8章~~ 付 則

~~第18条~~

付則1 本細則は、2007年3月1日よりこれを実施する。ただし、本会発足時、第1回の役員を選出および幹事の承認は総会で行うものとし、それらの任期は2008年12月31日までとする。

付則2 本細則は、2009年3月7日よりこれを実施する。

意見のまとめ

会則改定案

- ・ 吉川：第 8 条の会費については、新会長のもとで、会報の発行など新事業を提案することを前提に会費の値上げ、正会員 4000 円、学生 1500 円を検討（提案）してはどうでしょう。機関、賛助会員の会費ともバランスでも値上げは妥当だと思います。
- ・ 吉川：第 10 条において、評議員の員数が若干名、かつ 11 条で会長推薦が若干名となっています。これでは会員の総意で選ばれる評議員を軽視するよう見えます。細則で評議員数 20 名、会長推薦 4 名未満となっているので、実際には問題ないと思われそうですが、親の会則に会長推薦に制限規定がないのは気になります。実数を書くか、あるいは評議員の 20%以下とするか、明記しておく方がよい。
- ・ 吉川：第 11 条において、“役員”が第十一条の最後に記載されていますが、評議員、会長以下この条に含まれる役職をすべて指すものと理解します。役員の定義が分かりやすいように、“以上の役員の任期は”と方がよい。
- ・ 吉川：第 11 条の役員任期の変更については、会長の任期を 3 年にすることに、少し抵抗を感じます。会が発足してしばらくは役員経験者が増える方がのぞましいので、2 期 6 年は、長すぎるように思う。
- ・ 小林：第 11 条の「会長推薦評議員」の決めるのはだれか？評議員会か総会？
- ・ 小林：第 11 条の「評議員により選出」は「評議員会により選出」に変更した方がよい。

細則改定案

- ・ 磯野：細則の第 3 条は「要項」でよいのではないか
- ・ 磯野：細則の第 8 条については、「選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する」を「選挙管理委員は互選により選挙管理委員長を選出する」とした方がよい。
- ・ 磯野：第 10 条については、「指名できる」を「指名することができる」に変更、さらに、「第 3 章第 7 条」から「第 3 章第 8 条」への訂正（2 ヶ所）が必要。
- ・ 小林：第 10 条の「会長推薦評議員」の決めるのはだれか？
- ・ 吉川：第 10 条で会長推薦評議員を性格付けているが、分かり難い。新評議員会の発足に際し幹事委嘱にともなう補充のためと明記してはどうか。この際小林さんの指摘のように推薦では、決定する者（又は機関）が必要になります。会長指名で評議員会（または総会）で承認（評議員会全体の承認）とすればどうか。
- ・ 飯田：細則（改案）の第 3 条の中の文言「適応」は「適用」ではないか
- ・ 小林：付則 2 の「実施日」の会則実施日の 1 日後ではないか？

選挙要綱改定案

- ・ 小林：第 11 条の「会長推薦評議員」の決めるのはだれか？評議員会か総会？
- ・ 小林：第 11 条の「評議員により選出」は「評議員会により選出」に変更した方

がよい。

名誉会員選出要綱案

- ・ 小林：資格は「ゲノム微生物学の発展に貢献した者」で、有名外国研究者などを選んで、宣伝、総会でセレモニーをした方がよい
- ・ 磯野：資格を「ゲノム微生物学の発展に貢献した者」とする提案には反対。「日本ゲノム微生物学会の発展に貢献した者」のままで良い。
- ・ 吉川：資格については、名誉会員を外国人に開くことは良いことだが、ゲノム微生物学会（小林さん、学界のつもりでは）に貢献では対象者が多すぎて大変でしょう。やはり、本学会の活動に招待講演などに参加してもらった人に絞るという意味で、日本ゲノム微生物学会の発展に貢献の原文が適当だと思います。
- ・ 有田：「ゲノム微生物学の発展に貢献した者」を対象とし、「但し、資格を持つのは本学会員に限る」という形で縛るのが良くはありませんか。吉川先生のメールを拝読と「学会賞は、学問の発展に貢献した人」、「名誉会員は、学会の発展に貢献した人」という切り分けを意図しているのかなと思いました。それならそれも良いと思いました。
- ・ 小林：推薦手続等-2の「評議員は」を「評議員会へ」に変更。
- ・ 小林：特典-2の「推薦権」を「選挙権」に変更。

名誉会員の資格、選出手続等 要綱（案）

（資格）

日本ゲノム微生物学会の発展に貢献した者

（推薦手続等）

1. 正会員が候補者を会長に推薦する。推薦者は、推薦理由を記載した推薦状を作成し、学会事務局に郵送する。
2. 会長はこれを評議員会に諮り、評議員会は総会への推薦について審議決定する。
3. 評議員会で推薦が決定された場合には、総会で審議決定する。

（特典等）

1. 名誉会員は会費および年会参加費を免除される。
2. 名誉会員は評議員の選挙権は有するが、評議員の被選挙権は有さない。

平成20年評議員選挙要項

1. 選出する評議員の人数：20名
2. 選挙で選出する評議員の任期：平成21年1月1日～平成22年12月31日
3. 選挙権のある会員：平成20年8月31日までに入会した正会員
4. 被選挙権のある会員：平成20年8月31日までに入会した正会員
5. 投票の日程・方法
 - 1) 次の日程でおこなう。

候補者名簿・投票用紙等発送：平成20年9月12日（金）
投票締切：平成20年9月30日（火）（必着）
 - 2) 投票は、選挙管理委員会から郵送された投票用紙に、同時に郵送される被選挙人名簿の中から5名以内を選んで連記し、無記名でおこなう。
 - 3) 記入した投票用紙は投票用紙封入用封筒に入れ、更に郵送用封筒に入れて投函する。郵送以外の方法での投票は認めない。
 - 4) 本会事務局では郵送された投票用紙入り封筒を開票まで厳重に保管する。
6. 開票の日時・場所・方法
 - 1) 次の日時・場所でおこなう。

日時：平成20年10月4日（土） 11時00分から
場所：学会事務局 [（株）クバプロ]
 - 2) 開票は選挙管理委員立ち会いの下でおこなう。会員は誰でもこれに立ち会うことができる。立ち会い希望の会員は開票日の前日までに事務局に連絡する。
 - 3) 得票者中の上位の者より順に20名を選出する。同数得票者については、年長者を上位とする。
7. 当選者への通知，当選辞退：
 - 1) 当選者には郵便で通知する。
 - 2) 当選通知を受けた会員は，評議員就任の諾否を定められた期日までにファクシミリまたはメールにて事務局に連絡する。当選辞退者を生じた場合は，次点者から順に繰り上げ当選とし，郵便で通知する。繰り上げ当選通知を受けた会員は，定められた期日までに評議員就任の諾否をファクシミリ又はメールにて事務局に連絡する
8. 当選確定者の公表：当選者確定後，すみやかに本会Webサイトに掲載する。

評議員選挙要項（改定案）

1. 選出する評議員の人数：20 名
2. 選挙で選出する評議員の任期：選挙翌年の1月1日から3年間
8. 選挙権のある会員：選挙実施年の8月末日までに入会した正会員
9. 被選挙権のある会員：選挙実施年の8月末日までに入会した正会員
10. 投票の日程・方法
 - 1) 次の日程でおこなう。
候補者名簿・投票用紙等発送：9月最終週
投票期間：名簿・投票用紙等発送日から1ヶ月間
 - 5) 投票は、選挙管理委員会から郵送された投票用紙に、同時に郵送される被選挙人名簿の中から5名以内を選んで連記し、無記名でおこなう。
 - 6) 記入した投票用紙は投票用紙封入用封筒に入れ、更に郵送用封筒に入れて本会事務局に郵送する。郵送以外の方法での投票は認めない。
 - 7) 定められた投票用締め切り日必着とし、それ以降に本会事務局に届いたものは無効とする。
 - 8) 本会事務局では郵送された投票用紙入り封筒を開票まで厳重に保管する。
11. 開票の日時・場所・方法
 - 1) 開票の日時・場所は選挙管理委員会が決定し、選挙公示の際に公表する。
 - 2) 開票は選挙管理委員立ち会いの下でおこなう。会員は誰でもこれに立ち会うことができる。立ち会いを希望する会員は開票日の前日（17時）までに事務局に連絡する。
 - 3) 得票者中の上位の者より順に20名を選出する。同数得票者については、会員番号の若い者を上位とする。
12. 当選者への通知，当選辞退：
 - 1) 当選者には郵便で通知する。
 - 2) 当選通知を受けた会員は，評議員就任の諾否を定められた期日までにファクシミリまたはメールにて事務局に連絡する。当選辞退者を生じた場合は，次点者から順に繰り上げ当選とし，郵便で通知する。繰り上げ当選通知を受けた会員は，定められた期日までに評議員就任の諾否をファクシミリ又はメールにて事務局に連絡する。

13. 当選確定者の公表：当選者確定後，すみやかに本会Webサイトに掲載する。

日本ゲノム微生物学会研究奨励賞 要綱

(目的)

ゲノム微生物学の推進と、微生物の新しい研究分野に従事する研究者の育成を目的に、若手研究者による優れた研究を顕彰する。

(賞の選考)

1. 受賞資格

(a)ゲノム情報を基盤にした微生物の普遍性と多様性に関する基礎的研究、及び、(b)ゲノム情報を基盤にした微生物機能の医療、産業、環境に係る応用的研究に関して、優れた研究を活発に行い、将来の成果が期待される40歳未満（総会開催時：2009年3月6日）の会員、それぞれ1名を顕彰する。

2. 選考委員会

学会長は、評議員会の承認を得た上で、会員の中から選考委員5名を委嘱する。選考委員長は選考委員の互選により決定し、選考委員の氏名は公開とする。

3. 選考方法

会員から推薦された、あるいは、自薦の候補者について選考委員が慎重に審査を行い、受賞者を決定する。選考日程は、会長が、選考委員長と協議の上で決定し、会員に周知する。

(顕彰方法)

年会において表彰（賞状と副賞）し、授賞講演を行う。

日本ゲノム微生物学会研究奨励賞 要綱（改定案）

（目的）

ゲノム微生物学の推進と、微生物の新しい研究分野に従事する研究者の育成を目的に、若手研究者による優れた研究を顕彰する。

（賞の選考）

1. 受賞資格

(a)ゲノム情報を基盤にした微生物の普遍性と多様性に関する基礎的研究、または、(b)ゲノム情報を基盤にした微生物機能の医療、産業、環境に係る応用的研究に関して、優れた研究を活発に行い、将来の成果が期待される40歳未満（総会開催時の年齢）の会員、2名を顕彰する。

2. 選考委員会

学会長は、評議員会の承認を得た上で、会員の中から選考委員5名を委嘱する。選考委員長は選考委員の互選により決定し、選考委員の氏名は公開とする。

3. 選考方法

会員から推薦された、あるいは、自薦の候補者について選考委員が慎重に審査を行い、受賞者を決定する。選考日程は、会長が、選考委員長と協議の上で決定し、会員に周知する。

（顕彰方法）

年会において表彰（賞状と副賞）し、授賞講演を行う。

2009年活動計画

1. 2010年日本ゲノム微生物学会研究奨励賞候補者の募集・選考
2. 若手の会の開催：世話人 大島 拓、石川 周、黒川 顕、山本 兼由
3. シンポジウムの開催・共催
4. 会報の発行
5. 学会WEBでの情報提供
 - ・国内外シンポジウム等の開催情報
 - ・求人情報
 - ・研究動向情報—シンポジウムでのトピックス、注目すべき論文等
6. WEBの維持管理等、学会運営の合理化の検討

【評議員会 資料5-1】

2009年度収支予算書

2009/1/1～2009/12/31

日本ゲノム微生物学会

(単位:円)

収入の部

費目	2008決算額	2009予算額	差額	備考	備考2
1. 会費収入	2,088,000	1,794,000	-294,000		
一般会員	666,000	804,000	138,000	268名×¥3,000	納入率90%で計算。 (08納入率80.4%、現在会員数298名)
学生会員	39,000	40,000	1,000	40名×¥1,000	納入率55%で計算。 (08納入率51.9%、現在会員数73名)
賛助会員	1,230,000	900,000	-330,000	30団体30口×¥30,000	現在会員数は34団体、うち4団体は08会費未納につき退会処分保留状態。
機関会員	50,000	50,000	0	2機関×¥25,000	納入率100%で計算。 (08納入率100%)
前受金	103,000	0	-103,000		
2. 雑収入	15,469	500	-14,969		
利息	469	500	31		
年会参加費誤入金	15,000	0	-15,000		
当期収入合計	2,103,469	1,794,500	-308,969		
前年度繰越金	480,261	550,402	70,141		
本年度収入合計	2,583,730	2,344,902	-238,828		

支出の部

費目	2008決算額	2009予算額	差額	備考	備考2
1. 事業費	1,236,419	1,265,000	28,581		
年会援助金	1,200,000	1,000,000	-200,000		
研究奨励賞経費	36,419	50,000	13,581	賞状・記念品・審査資料の審査員への送付	
若手の会援助金	0	65,000	65,000		
シンポジウム開催費	0	0	0		
会報発行費	0	150,000	150,000		
2. 管理費	707,549	814,000	106,451		
事務委託費	420,000	420,000	0		
会議費	0	20,000	20,000		
HP管理費	210,000	210,000	0		
一般管理費	77,549	164,000	86,451		
会費督促費	0	50,000	50,000	年1回未納者へ郵送(督促状・振込用紙)	
旅費	50,060	100,000	49,940	幹事会旅費を含む	
通信費①(年会用事務局荷物発送)	2,940	0	-2,940		
通信費②(学会事務局通信費)	5,900	10,000	4,100		
消耗品費	919	1,000	81		
雑費(年会参加費返金)	15,000	0	-15,000		
振込手数料	2,730	3,000	270		
3. 予備費	89,360	100,000	10,640		
評議員選挙関連経費	89,360	0	-89,360		
その他	0	100,000	100,000		
当期支出合計	2,033,328	2,179,000	145,672		
次年度繰越金	550,402	165,902	-384,500		
本年度支出合計	2,583,730	2,344,902	-238,828		

第2回日本ゲノム微生物学会年会収支決算書

収 入				支 出	
1. 参加費事前147名+当日74名=221名)			823,500	1. 会議準備費	655,680
事前 一般会員	100	4,000	400,000	要旨集(編集費含む)	525,000
学生会員	26	1,500	39,000	ネームカード(ホルダー付)	52,500
非会員一般	12	6,000	72,000	参加章送料(賛助企業/招待講演者)	4,600
非会員学生	9	2,000	18,000	打合せ交通費	21,080
当日 一般会員	41	4,000	164,000	事前参加登録受付・事務処理費	52,500
学生会員	7	1,500	10,500		
非会員一般	17	6,000	102,000	2. 会議当日費	2,452,070
非会員学生	9	2,000	18,000	会場費(付帯設備利用含む)	123,000
2. 懇親会費事前91名+当日42名=133名)			472,000	講演機材関係費	430,500
事前 一般会員	68	4,000	272,000	ポスター発表会場設営費	524,600
学生会員	17	1,500	25,500	看板・表示費	86,400
非会員一般	3	4,000	12,000	指揮者人件費(2名×@36,750円×3日間)	220,500
非会員学生	3	1,500	4,500	スタッフ人件費(4名×@10,000円)	140,000
当日 一般会員	34	4,000	136,000	スタッフ昼食費	100,363
学生会員	3	1,500	4,500	コーヒーサービス費	63,000
非会員一般	4	4,000	16,000	昼食費(参加者分)	139,000
非会員学生	1	1,500	1,500	懇親会費	544,000
3. 昼食費			128,000	諸雑費	80,707
4. コーヒーサービス	463	100	46,300		
5. 展示会出展料			355,950		
6. 雑収入			82,000		
7. 学会補助金			1,200,000		
合 計			3,107,750	合 計	3,107,750

日本ゲノム微生物学会 学会会則

第1条

本会は、日本ゲノム微生物学会 (Society of Genome Microbiology, Japan) という。

第2条

本会は、ゲノム微生物に関する研究・教育を推進し、我が国におけるゲノム微生物学研究的発展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は、年会、シンポジウム等の学術集会の開催、会報の発行、政策的提言、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条

本会は、必要な地方支部を置くことができる。

第5条

本会の会員は正会員、機関会員、賛助会員、及び名誉会員とする。

9. 正会員はゲノム微生物学に関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた会費を納める者をいう。
10. 機関会員は本会の目的に賛同する非営利団体であって、定められた会費 1 口以上を納める者をいう。
11. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた会費 1 口以上を納める個人または団体をいう。
12. 名誉会員は、本会に対し特に功労のあった正会員のうちから評議員会の推薦を得て総会の議決により決定する。

第6条

会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する会報等の配布を受けることができる。

第7条

会員として入会しようとする個人または団体は、細則に定められた手続きに従って申込み、会長の承認を得なければならない。

第8条

会員は下記の会費を納めるものとする。ただし名誉会員はこれを要しない。

正会員	一般会員	年額	5,000円
	学生会員	年額	1,000円
機関会員		年額	一口以上 (一口30,000円)
賛助会員		年額	一口以上 (一口30,000円)

第9条

本会を退会しようとする会員は会長に届け出るものとする。会費を滞納した会員、または評議員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は、会長によって退会させられる。

第10条

本会には、会長1名、評議員若干名、会計監査2名の役員をおく。

7. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
8. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
9. 会計監査は本会の会計を監査する。

第11条

評議員は正会員の中から正会員の投票により選出される。会長は評議員の互選により定める。会長は、正会員の中から細則に定める会長推薦評議員を推薦することができる。会計監査は会長、評議員、幹事以外の正会員の中から、評議員会で選出される。

第12条

第10条と第11条で定める役員の任期は3年とする。役員は連続して3回選出されることはできない。

第13条

会長は幹事若干名を指名し、評議員会の承認をうける。幹事は会長を助け、本会の運営にあたる。

第14条

本会は原則として年1回定時総会を開き、会務を協議し、議決する。また、会長が必要と定めたときには、臨時総会を開くことができる。

第15条

本会は定時総会のとき年会を開き研究発表などを行う。

第16条

本会の会計年度は1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

第17条

本会則の施行についての細則は別に定め、その変更は総会の議決を経る。

第18条

本会則の変更ならびに本会の解散は総会の議決を経る必要がある。

附 則

附則1. 本会則は、2007年3月1日より施行する。

附則2. 本会則は、2009年3月6日より施行する。ただし、第8条については2010年1月1日より施行するものとする。

日本ゲノム微生物学会 学会細則

第1章 会 員

第1条

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、初年度分会費を納入の上、会長に提出するものとする。

第2条

学生会費を納める者は、在学証明書を事務局に提出するものとする。

第3条

名誉会員は、別に定める要綱に基づいて選出される。

第2章 総 会

第4条

総会の議案は会長が作成し、評議員会の議を経た後提出する。定時総会の議案には前年度の事業内容および収支決算、新年度の事業計画、および収支予算を含むものとする。なお、正会員の1/10以上の賛成を得て、評議員会に議案の提案があった場合には、これを最も近い総会の議題としなければならない。

第5条

総会を開くときは、会長は予定された審議事項の内容を正会員にあらかじめ通告しなければならない。

第6条

総会は50名以上の正会員の出席（ただし委任状を含む）をもって成立する。

第7条

総会の決議は出席会員（委任状を含む）の過半数の賛成によって成立する。

第3章 役員を選出

第8条

評議員の選出は次のように行う。

11. 会長は正会員の中から3名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する。選挙管理委員会は選挙事務を行う。
12. 投票は1人1票、無記名5名連記とし、郵送によるものとする。
13. 評議員は連続して3回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
14. 得票者中の上位の者より順に20名を選出する。同数得票者については選挙要項に従って順位を定める。
15. 選挙要綱は評議員会で決定する。

第9条

新会長の選任は次のとおり行う。

9. 会長は新評議員を招集する。新評議員の互選により新会長を選ぶ。
10. 投票は無記名单記とする。投票総数の過半数を得た者を新会長とする。
11. 投票総数の過半数を得た者がいないときは、高点順に2名をとり改めて投票を行い、最高点者を新会長とする。このとき同点の場合には抽選により決定する。
12. 会長は連続して3回選出されることはできない。

第10条

新会長は、幅広い研究分野の研究者、若手研究者、女性研究者等の意見を学会運営に反映させること等を目的として、第3章8条によって選出される評議員の数の20%以内の正会員を会長推薦評議員として指名できる。指名された会長推薦評議員は、評議員会の承認を受けた後、評議員会に加わる。会長推薦評議員は、第3章8条3項の適用を受ける。

第4章 評議員会

第11条

評議員会は、会長によって招集される。開催はあらかじめその全員に通告されなければならない。

第12条

評議員は互選により議長を定める。議長は会長に事故ある時、評議員会を招集する。

第13条

評議員会は評議員の半数以上の出席をもって成立する。

第14条

評議員会の決議は出席者の過半数の賛成により成立する。

第5章 幹 事

第15条

会長は評議員会の承認を得て、正会員の中から次の業務を担当する幹事をそれぞれ若干名委嘱する。幹事の任期は3年とする。

6. 庶務・会計
7. 集会
8. 広報
9. 男女共同参画

第16条

幹事は役員を兼ねることはできない。役員が幹事に選ばれ、役員を辞任した場合、その役員の就任期間が1年以内の時は役員の重任禁止規定における1期とは計算しない。

第6章 事 務 局

第17条

本会の事務局は次のところにおく。

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-15 UEDAビル6F 株式会社クバプロ内
第18条

年会費は日本ゲノム微生物学会事務局に振り込むこととする。

第7章 細則の変更

第19条

本細則の変更は総会の議決による。

附 則

附則1 本細則は、2007年3月1日よりこれを実施する。ただし、本会発足時、第1回の役員を選出および幹事の承認は総会で行うものとし、それらの任期は2008年12月31日までとする。

附則2 本細則は、2009年3月6日よりこれを実施する。

日本ゲノム微生物学会研究奨励賞 要綱

(目的)

ゲノム微生物学の推進と、微生物の新しい研究分野に従事する研究者の育成を目的に、若手研究者による優れた研究を顕彰する。

(賞の選考)

1. 受賞資格

(a)ゲノム情報を基盤にした微生物の普遍性と多様性に関する基礎的研究、または、(b)ゲノム情報を基盤にした微生物機能の医療、産業、環境に係る応用的研究に関して、優れた研究を活発に行い、将来の成果が期待される40歳未満（総会開催時の年齢）の会員、2名を顕彰する。

2. 選考委員会

学会長は、評議員会の承認を得た上で、会員の中から選考委員5名を委嘱する。選考委員長は選考委員の互選により決定し、選考委員の氏名は公開とする。

3. 選考方法

会員から推薦された、あるいは、自薦の候補者について選考委員が慎重に審査を行い、受賞者を決定する。選考日程は、会長が、選考委員長と協議の上で決定し、会員に周知する。

(顕彰方法)

年会において表彰（賞状と副賞）し、授賞講演を行う。

評議員選挙要項

1. 選出する評議員の人数：20 名
2. 選挙で選出する評議員の任期：選挙翌年の1月1日から3年間
14. 選挙権のある会員：選挙実施年の8月末日までに入会した正会員
15. 被選挙権のある会員：選挙実施年の8月末日までに入会した正会員
16. 投票の日程・方法
 - 1) 次の日程でおこなう。
候補者名簿・投票用紙等発送：9月最終週
投票期間：名簿・投票用紙等発送日から1ヶ月間
 - 9) 投票は、選挙管理委員会から郵送された投票用紙に、同時に郵送される被選挙人名簿の中から5名以内を選んで連記し、無記名でおこなう。
 - 10) 記入した投票用紙は投票用紙封入用封筒に入れ、更に郵送用封筒に入れて本会事務局に郵送する。郵送以外の方法での投票は認めない。
 - 11) 定められた投票用締め切り日必着とし、それ以降に本会事務局に届いたものは無効とする。
 - 12) 本会事務局では郵送された投票用紙入り封筒を開票まで厳重に保管する。
17. 開票の日時・場所・方法
 - 1) 開票の日時・場所は選挙管理委員会が決定し、選挙公示の際に公表する。
 - 2) 開票は選挙管理委員立ち会いの下でおこなう。会員は誰でもこれに立ち会うことができる。立ち会いを希望する会員は開票日の前日（17時）までに事務局に連絡する。
 - 3) 得票者中の上位の者より順に20名を選出する。同数得票者については、会員番号の若い者を上位とする。
18. 当選者への通知：
 - 1) 当選者には文書で通知する。
 - 2) 当選通知を受けた会員は、評議員就任の諾否を定められた期日までに文書で事務局に連絡する。当選辞退者を生じた場合は、次点者から順に繰り上げ当選とし、文書で通知する。繰り上げ当選通知を受けた会員は、定められた期日までに評議員就任の諾否を文書で事務局に連絡する。
19. 当選確定者の公表：当選者確定後、すみやかに本会Webサイトに掲載する。

【評議員会 資料7-5】

名誉会員の選出手続 要綱

4. 正会員が候補者を会長に推薦する。推薦者は、推薦理由を記載した推薦状を作成し、学会事務局に郵送する。
5. 会長はこれを評議員会に諮り、評議員会は総会への推薦について審議決定する。
6. 評議員会で推薦が決定された場合には、総会で審議決定する。
7. 名誉会員は会費および年会参加費を免除される。